

市町における中小企業向け金融支援制度

1. 市町単独の融資制度

R6. 4現在

市町名	制度名	融資対象者	資金使途	貸付限度額 (千円)	貸付利率 (%)	貸付期間	信用保証料率 (%)	返済方法	担保及び保証人	申込先
四日市市	四日市市中小企業振興資金 (一般融資)	1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること 2. 常時雇用者が50人(商業・サービス業は30人)以下 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人(法人の場合) 4. 資本金の額が小売業・サービス業については5,000万円以下、卸売業にあつては1億円以下、製造業等にあつては3億円以下	運転 設備	30,000	1.5	運転7年以内 (内据置1年含む) 設備10年以内 (内据置2年含む)	0%~1.1%	元金均等 月賦返済	原則担保不要 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	取扱金融機関
	四日市市中小企業振興資金 (新型コロナウイルス対応融資)	1. 常時雇用者が50人(商業・サービス業は30人)以下 2. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人(法人の場合) 3. 資本金の額が小売業・サービス業については5,000万円以下、卸売業にあつては1億円以下、製造業等にあつては3億円以下 4. 新型コロナウイルスの影響により原則直近1か月間及びその後2か月間を含む3か月間の売上高が過去4か年いずれかの同時期と比べ3%以上の減少が見込まれるもの。	運転 設備	30,000	1.5	運転7年以内 (内据置1年含む) 設備10年以内 (内据置2年含む)	0%~0.9%	元金均等 月賦返済	原則担保不要 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	取扱金融機関
四日市市	四日市市環境改善設備資金	1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること 2. 公害が発生しているか、発生のおそれがあること 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人	移転 設備	30,000	1.2	移転10年以内 (内据置1年) 設備7年以内 (内据置1年)	0.15%~1.6%	元金均等 月賦返済	原則担保不要 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	取扱金融機関
	四日市市独立開業資金	個人)市内に主たる事業所又は事務所を設置しようとする又は有する個人 法人)市内に本店登記を行おうとする又は行っている法人 且つ、1~7のいずれかに該当するもの 1. これから1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する個人 2. 2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する個人 3. 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する会社 4. 新しく事業を開始してから5年未満の個人 5. 事業を営んでいない個人により設立されてから5年未満の会社 6. 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに設立された5年未満の会社 7. 上記4の創業者で新たに会社を設立したものが事業の全部又は一部を継承させる場合であつて、事業を開始してから5年未満の会社	運転 設備	35,000	1.3	10年以内 (内据置1年含む)	0.6% (産業競争力強化法による認定特定創業支援事業を受けたことによる証明書を取得したものにあつては0.3%)	元金均等 月賦返済	原則担保不要 必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	取扱金融機関
熊野市	熊野市小規模事業資金	市内に住所及び主たる事務所を有する、三重県信用保証協会の保証対象業種の小規模事業者であつて、次に掲げる要件を満たしている事業者。 ・市税を完納しているもの ・資金の調達及び返済計画が確実なもの ・所要資金の2割以上を自己負担するもの	設備 運転	3,000	1.0	7年以内(据置期間1年以内を含む) 5年以内(据置期間1月以内を含む)	保証協会が定める保証料率	元利月賦償還(元金均等)	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる	熊野商工会議所